

全医労保育所ニュース

保育所職員と保護者が声をあげよう



「団体交渉が第一歩に」

170323 西別府支部

院内保育所の存続・充実を求め団体交渉

保育所問題の 支部団体交渉すすむ

全医労では「保育所問題」で病院長と団体交渉を実施しようと呼びかけています。今日までに20支部で団体交渉が実施（予定含む）されています。
実施した支部からは、病院当局に保育所職員と保護者の思いをぶつけられたことで「病院当局の姿勢が改まった」との感想も寄せられています。
院内保育所の存続・拡充と保育所職員の雇用を守るため、保育所のある全支部で交渉を実施しましょう。

55年の歴史をもつ「たんぽぽの保育園の保育」は
「保育の継承」と「職員の雇用継続」を

南岡山支部

南岡山支部は3月22日、保育所3人、保護者2人を含む全医労側12人で交渉。施設側は12人が対応しました。

一括回答は「職員が安心して、キャリアを中断することなく働く福利厚生面で重要な施設と認識している」「機構本部の『基本指針』を踏まえて、

保育内容を維持し委託へ向けての所要の準備をしていく」というものでした。

保護者からは、「なぜ直営はできないのか理由を知りたい」「保育士が代わるのは困る。今の保育士だからできることがたくさんある」「保護者の意見を聞け」等々訴えられ、保育所職員からは「卒園生が何年経

ても遊びに来てくれる。育ててくれた保育士がいるからだ」「一人の子の発達を『チーム』として見続けることができる」「現在の『たんぽぽ保育園の保育』は55年の歴史をもち、保育所職員が引き継いできたもの。『人』がいないと継承できない」等々切実な訴えが続きました。

支部は、施設側の考えているスケジュールや仕様書、募集要項の作成にあたり、「栃木とちのみ保育園」の

保育所運動の構築と意思統一を図る 総決起の場にしよう！

【機構本部要請】

6月2日（金）

【集合】11：00 全医労本部会議室

【招請】保育所問題プロジェクトチーム

【第46回保育所会議】

6月3日（土）13：00～

4日（日）～12：00

【会場】浅草セントラルホテル

【招請】プロジェクトメンバー（2日連続）、地区代表1名、地方協書記長



例もあげ、「保育の継続」と「保育所職員の雇用継続」を求めましたが、施設側は「困難である」とし、再交渉することになりました。「確認書」を結ぶことはできませんでしたが、次回交渉までに業者募集の対外的手続きは進めないことを約束させることができました。

実際に運営委託に關して、施設側は何の考えもなく、準備もしておらず、保育に對する関心や思いがないことがはつきりしました。支部は、早速、再交渉に向けて、同じ議題で団交申し入れをしています。

「病院直営で保育所職員を 病院職員として雇用せよ」 「業者選定に支部も含めよ」と追及

八日市支部

【近畿地方協発】

八日市支部は、3月30日に「院内保育所の存続と充実を図ること」を議題に団体交渉を実施しました。交渉には、施設側は院長以下8人、組合側は支部長以下14人が参加して行われました。

支部から「病院直営とする保育、病院の職員としての雇用を一番に希望している」「私たち職員がNPO法人を立ち上げて経営することは無理なのか」と質したのに対し、施設側は「機構本部の決定事項となつているので、直営については院長であっても答えることは出来かねる」「みなさんが企業を立ち上げた場合に、参加できるような公募になるのか、

現在まだわからないので、もし予定があるようであれば、教えてほしい」と回答。

また、支部からの「委託を希望する業者がいたら、私たちにも知らせてほしい。施設と一緒に業者を決めさせてもらうことを希望している」との発言に對して、施設側は「業者選定の過程において一緒に協議していくことは難しい。しかしそれ以前に、希望や要望等があったら、伺う機会を作っていききたい」と回答。

院長からも「委託業者についての評判や情報を知らないの、具体的な情報があれば教えてほしい」という発言がありました。最後に「平成30年4月の移行にあたって院内保育所の継続

に向けて努力する」という確認書を締結し、交渉を終了しました。

「人間らしい働き方をしたい」 「私たちが紙切れ一枚で動かさないで」 保育所職員が切々と訴え



西別府支部

『院内保育所の存続について』という議題で3月23日(木)に団体交渉が実施されました。15名の交渉員の中には院内保育所の保育士さん5人も参加しました。

施設側の一括回答に出席者の表情は硬くなり、みるみる曇っていききました。

「機構本部において委託の方針が決定されたもので、病院―支部間で話し合うことにはなりません。保育士の雇用確保や処遇に關しては、雇用主であるピジョンの責任において対応する部間の間で話し合う

ことにはなりません」

このような一括回答のあと、保育士さんたちは目に涙をため、口々に「私たちはピジョンの職員ですが、働いているのは、西別府病院の院内保育所です。どこに行っても西別府病院で働いていると言っています。誇りを持っています。何十年も働き続けてきた自負もあります。直接雇用にしてください」と切々と訴えました。

病院側は当初の表情と違い、この訴えを聞いた後は言葉遣いを変ってきました。「私たちも院内保育所が一生懸命しているのはよくわかって

います。感謝もしています」「委託に關しては、今までと同じ金額でと考えています。また、雇用に關しても努力していきます。また、皆さんにアンケートを取ってより良い委託先を決めていきたい」との言葉を聞くことができました。

団体交渉では、具体的な中身を聞くことはできませんでしたが、生の訴えをすることによって病院側の硬直した態度も柔軟化してきたのではないかと思います。

団体交渉は、今後継続して話し合いを続けていくうえでの一歩になったと思います。



本村伸子議員(日本共産党)が院内保育所問題で国会質問

塩崎厚生労働大臣

「一番大事なことは、保育士さんについても引き続き同じ職場で勤務が続けられると言うこと」



まず本村議員は「昨年11月、ピジョンが2017年度末で国立病院の院内保育所から全面撤退すると発表。この撤退で、全国で何人の子ども、何人の保育所職員に影響があるのか」と質問し、厚生省は「(2017年3月1日現在)院内保育所における預かり児童数は3,634人、保育士等職員は1,238名」と答弁しました。

4月10日、衆議院決算行政監視委員会において、本村伸子議員(日本共産党)が国立病院機構の院内保育所問題について質問を行いました。国会質疑の概要は以下のとおりです。(FAXニュース第59号より)

「保育の継続」「保育所職員の雇用」について大臣答弁引き出す

塩崎大臣 「厚生省としても注視していく」

続いて本村議員は、病院を支える医師・看護師などスタッフの子どもの保育の危機であると同時に、保育士の雇用の危機、そして医療体制を構築する上でも重要な事態だとして、塩崎厚生労働大臣の認識を質しました。

塩崎大臣は「各病院において引き続き児童の預かり体制が確保され、翌年度においても職員が安心して子どもさんを預けることができる体制をしっかりと確保しなければなら



ればならない。機構については、関係者の意向も丁寧な把握をしながら、事業者から次の事業者へとスムーズに引き継ぎが行われるのか、ということを見るのと同時に、今後とも各病院の院内保育所の運営がしっかりと行われ続けていくように厚生労働省としても注視をしていく」と述べ、「現在、院内保育所に勤務する保育士については、現在の事業者から次の事業者へ雇用を継承することによって、

引き続き同じ職場で勤務が継続できるようにすることを第一として、万全を尽くして子どもたちのために保育士のためにもスムーズな移行ができるようにして参りたい」と答弁しました。

本村議員 「直営化を求める声も届いている」

さらに本村議員は「機構直営で保育所を継続して欲しい」という声を紹介しながら、「国立病院の院内保育所で働いている保育士の皆さんが、そこで働き続けたいと希望される方は全員、しっかりと労働条件を保ち、その保育園で働き続けられるようにするべきだ。保育士の皆さんの声、病院職員の皆さんの声をしっかりと聴いて対応せよ。一方的なやり方は絶対にやってはならない」と迫りました。

これに対し塩崎大臣は「一番大事なことは、保育士さんについても引き続き同じ職場で勤務が続けられるということが第一。何よりも子どもさんが困らないように、お母さん方が困らないように、そういう対応を機構がするように私どもも見てまいりたい」と答弁しました。

以上



大臣答弁を活用し
支部団交を
早急に実施しよう!

4月19日、「青いとり保育園不当解雇事件」で、京都地方裁判所は、請求を「棄却」する不当判決を言い渡しました。

この裁判は、「子育て環境日本一」を標榜する京都市と独立

青いとり保育園不当解雇事件 京都地裁が請求を棄却する不当判決



不当判決に強く抗議

院内保育所の保育と 保育所職員の雇用にも責任をもて

法人化した京都市立病院が安上がり保育を追求した結果、必要とされた運営費（9650万円）の3分の2という低額な委託費で請け負った企業（アートチャイルドケア）が、ベテラン保育士を事実上解雇した問題で、保育士ら労働者に対する不当な扱いと、子どもの社会福祉を無視した京都市の保育のあり方を問うため、元保育士6名が決意し、2015年7月に京都地方裁判所に提訴したものです。

安上がりの保育を容認し、公的責任を放棄する動向が強まる中、子どもたちの保育に責任を持ち、職員の雇用にも責任を持つて職員が安心して働くことができる環境作りが求められています。

裁判闘争では、委託業者の決定にあたり、職員の雇用継続に対する措置をとらなかつたことが争点となっており、私たち全医労の院内保育所にも大きく影響するものです。

「青いとり保育園」の不当解雇と原告敗訴の不当判決に強く抗議するとともに、「青いとり保育園」や「栃木とちのみ保育園」のような4月1日から保育士が一斉に入れ替わるようなことが二度と起こらないよう、引き続き運動を強めましょう。

京都市立病院内保育所「青いとり園」不当解雇事件

子どもたちの保育と保育士の雇用を守るべき 司法の役割を放棄した判決に強く抗議する

本日、京都地方裁判所第6民事部は、「京都市と京都市立病院機構が、2015年度からの院内保育所「青いとり保育園」委託先事業者の決定にあたって、雇用継続に対する措置を執らず、原告らの雇用継続への期待権を侵害した」という保育士6人の訴えを認めず、請求を棄却する原告敗訴の判決を行った。

本判決は、「保育園児の健全な発達にとって、保育の継続性が重要なものであり、そのような保育の継続性の観点から保育士が大幅に入れ替わることが好ましくないことは些かも否定されるものではない」と認めながら、一方で京都市と京都市立病院機構の「保育士の雇用を守る責務」を認めなかったものであり、無責任な対応を是正すべき司法の役割を放棄した判決である。

今日の判決に向けて、2万6千人の京都市内・府内・全国の保育者や労働組合、市民が公正な判決を求める署名を提出し、みんなが一つになって京都市と京都市立病院機構の責任追及を行ってきた。暑い夏の日も、冬の雪の日も、雨の日も、風の日も、「どうして子どもたちと別れなければならないのか」「働き続けたいと思っていたのになぜ解雇になったのか」「その責任を明らかにしたい」「自分たちの主張が正しいことを証明したい」と頑張ってきた6人の原告のなかまの勇気と情熱に限りない尊敬と敬意を表する。

待機児童や保育士不足が社会問題化している。その一方で、コスト重視の風潮のなかで、利益優先による保育の質の低下、公立保育所の民間委託などさまざまな問題も起きており、子どもたちと保育士が不安定な状況に置かれている。子どもたちが健やかに成長する権利を守るためには、保育士の雇用の安定、処遇改善、社会的地位の向上は待ったなしの課題である。

今年度は、全国の国立病院機構の病院内保育所の委託先変更が行われる予定となっている。全国111の病院内保育所において、子ども3634人、保育士などの職員1238人が委託先変更により重大な影響を受けるおそれがある。4月10日の国会では、塩崎恭久厚生労働相が「大事なことは、保育士について引き続き同じ職場で勤務が続けられること」と答弁している。4月1日から保育士が一斉に交替するという青いとり保育園で起きた異常な事態を二度と繰り返さないためには、委託先変更に伴い保育士などの雇用関係を引き継ぐことを義務付けるルールが必要とされている。

私たちは、京都市と京都市立病院機構が、2019年4月のアート社への委託期間終了時には保育と雇用を守る立場で対応すること、京都市内のすべての子どもたちの保育と職員の雇用にも責任を持つ施策を進めることを求める。多くの裁判を支援してくれた皆さんに、あらためて感謝するとともに、さらに力をあわせて、保育と雇用を守る決意を表明するものである。

青いとり保育園不当解雇事件原告・弁護団
全国福祉保育労働組合京都地方本部
京都医療労働組合連会

【2017年4月19日付 京都医労連通信 No1494 より】